平成２６年（フ）第１２１号
高知市塩屋崎町２丁目５番18号
債務者　南　　次郎
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月４日午後１時30分
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１２１７号
大阪市淀川区加島４丁目19番１―110号
債務者　益　　雅美
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６０９号
大阪府枚方市田口２丁目１番６―303号
債務者　西杢比野友彦
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２４号
栃木県宇都宮市野沢町102番地１　県営野沢住宅15号棟13号室
債務者　髙津戸栄子
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１２７号
栃木県栃木市片柳町５丁目４番７号
債務者　長　　貞和
1　決定年月日時　平成26年４月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１３３号
栃木県さくら市上野168番地２　サンガーデン村上Ｂ101、前住所栃木県さくら市氏家2778番地２
債務者　福田　　茂
1　決定年月日時　平成26年４月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１３９号
栃木県宇都宮市江曽島町1266番地12　コーポ中正205
債務者　柴田　直美
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５０３号
神奈川県綾瀬市落合南２丁目22番66号
債務者　神田美智子
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５７４号
横浜市都筑区桜並木14番17号　テラス幸Ｂ102
債務者　高柳　　徹
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５７５号
横浜市都筑区桜並木14番17号　テラス幸Ｂ102
債務者　高柳　妙子
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第７６号
栃木県鹿沼市天神町1852番地１
破産者　有限会社阿部電気商会
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第７７号
栃木県鹿沼市天神町1852番地１
破産者　阿部　　彰
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３２７号
栃木県宇都宮市桜４丁目16番４号
破産者　小林　正憲
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５１６号
栃木県宇都宮市下栗１丁目10番地４　スカイプラザ宇梶Ｂ―305、前住所栃木県宇都宮市平松本町723番地17
破産者　佐藤　利行
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３４号
埼玉県入間市大字野田637番地６井上ビル１Ｆ
破産者　有限会社細野セレクション
1　決定年月日　平成26年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１９９２号
愛知県豊橋市芦原町字東115番地１
破産者　東和設備工事株式会社
1　決定年月日　平成26年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４１６号
名古屋市南区呼続３丁目９番13号、商業登記簿上の本店所在地名古屋市南区呼続４丁目５番７号
破産者　山工建設株式会社
1　決定年月日　平成26年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部